

「[新版]わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則(第2版第1刷)」における改正省令該当箇所

令和5年12月18日に下記の電気ボイラーの伝熱面積の算定方法が改正されました。  
これに伴い、下記のとおり改正となります。

頁	改正前	改正後
12	<p>1.3.4 電気ボイラー</p> <p>電力設備容量 <b>20kW</b> を1㎡とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積を求める。</p> <p>最大電力設備容量をEkW とすると、電気ボイラーの伝熱面積HSは、 HS = <b>0.05Em<sup>2</sup></b>となる。</p>	<p>1.3.4 電気ボイラー</p> <p>電力設備容量 <b>60kW</b> を1㎡とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積を求める。</p> <p>最大電力設備容量をEkW とすると、電気ボイラーの伝熱面積HSは、 HS = <math>\frac{1}{60}</math> <b>Em<sup>2</sup></b>となる。</p>